

重要事項説明書

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

1. 事業者の概要

名称	標茶町立病院
開設者	標茶町長 佐藤 吉彦
所在地・連絡先	川上郡標茶町開運4丁目1番地 TEL 015-485-2135

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	標茶町立病院
所在地・連絡先	川上郡標茶町開運4丁目1番地 TEL 015-485-2135
事業所番号	0114310220
管理者の氏名	院長 佐藤 泰男

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	(兼)1		従業員・業務の管理、相談等
医師	3	(兼)3		診療
理学療法士	2	(兼)2		訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供等
作業療法士	2	(兼)2		訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供等

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	標茶町立病院を中心とする半径3キロメートル以内の範囲(標茶町旭、富士、桜、平和、麻生、開運、川上、常盤、南標茶、北標茶、字ルルランの一部、字上茶安別の一部、字多和の一部、字栄の一部、字厚生の一部)
---------	--

(4) 提供日及び提供時間

提供日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)
提供時間	午前 8:30～12:00 午後 13:00～17:15

3. 内容

理学療法士又は作業療法士がご自宅を訪問し、ケアマネジメントに基づき作成されたリハビリテーション実施計画書に従い、利用者の心身の特性等を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにリハビリテーションを行います。

4. 利用料金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割が利用者負担金となります。介護保険の適用が無い場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(1) 訪問リハビリテーション

料金表 1割負担

区分	利用料	1割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	3,080 円	308 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	200 円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算イ ※ 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し	1,800 円	180 円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円	3 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の5/100	左記の1割負担	1日につき

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

料金表 1割負担

区分	利用料	1割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	2,980 円	298 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	200 円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円	3 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の5/100	左記の1割負担	1日につき
12ヶ月を超えて利用し、要件を満たさない場合※1	1回につき300円減算	30円	1回につき

(3) キャンセル料(要介護1～5の利用者様のみ)

前日までのキャンセルには、キャンセル料は頂きません。利用日に連絡のないキャンセルの場合はキャンセル料470円を頂きます。

(3) 交通費

標茶町にお住まいの方は無料です。

標茶町以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

4. 利用料金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の2割が利用者負担金となります。介護保険の適用が無い場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(1) 訪問リハビリテーション

料金表 2割負担

区分	利用料	2割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	3,080 円	616 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	400 円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算(Aイ) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し	1,800 円	360 円	1月につき
サービス提供体制強化加算	30 円	6 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の 5/100	左記の2割負担	1日につき

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

料金表 2割負担

区分	利用料	2割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	2,980 円	596 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	400 円	1日につき
サービス提供体制強化加算	30 円	6 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の 5/100	左記の2割負担	1日につき
12ヶ月を超えて利用し、要件を満たさない場合 ※1	1回につき300円減算	60円	1回につき

4. 利用料金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の3割が利用者負担金となります。介護保険の適用が無い場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(1) 訪問リハビリテーション

料金表 3割負担

区分	利用料	3割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	3,080 円	924 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	600 円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算(Aイ) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定 ※ 期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し	1,800 円	540 円	1月につき
サービス提供体制強化加算	30 円	9 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の 5/100	左記の3割負担	1日につき

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

料金表 3割負担

区分	利用料	3割負担額	備考
訪問リハビリテーション費 ※ 20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	2,980 円	894 円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 週2回以上・1回40分以上 ※ 退院(所)日又は認定日から3月以内	2,000 円	600 円	1日につき
サービス提供体制強化加算	30 円	9 円	1回につき
中山間地域に居住するものへのサービス提供	所定単位数の 5/100	左記の3割負担	1日につき
12ヶ月を超えて利用し、要件を満たさない場合 ※1	1回につき300円減算	90円	1回につき

※1 ①3か月に1回以上、リハビリ会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直すこと。

②利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供にあたり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

(3) 支払方法

毎月初めの訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを利用された日に前月の利用料を請求しますので、担当療法士へ直接お支払いするか、又は標茶町立病院の会計窓口へ直接お支払いするか、指定金融機関への振込みをお願いします。

指定金融機関	北洋銀行 標茶支店
口座番号	当座 200-0031
口座名	シベチャチョウビョウインジギョウキギョウスイトウイン 標茶町病院事業企業出納員
	イトウ ジュンジ 伊藤 順司

5. サービスに関する相談・苦情

標茶町立病院	リハビリテーション科 又は 医事係 月～金曜日 08:30～17:15 (但し、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)	TEL 015-485-2135
--------	---	------------------

6. 公的機関への苦情の申し出

標茶町役場	保健福祉課 介護保険係 月～金曜日 08:45～17:30 (但し、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)	TEL 015-485-2111
国保連合会	総務部 介護・障害者支援課 企画苦情係 平日 09:00～17:00	TEL 011-231-5161

7. 苦情に対する措置の概要

- 苦情があった場合は、直ちにサービス提供者が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして事実確認を行います。
- 担当者が必要と判断した場合には、管理者まで含めて行う検討会議を行います。また、検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告します。
- 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行います。
- 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。